

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 9月 26日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カクシキカイシヤ  
株式会社 エスワイエス

住所 〒530-0002 大阪市此地区 曽根崎2-8-5

代表者氏名 フリガナ 代表取締役 中尾 和樹

電話番号 0120-068-847 ナカオ ハズキ

FAX番号

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和6年9月20日

申請者 氏名又は名称

株式会社 N Y S

住 所

〒530-0057 大阪市北区曾根崎二丁目8番5号

代表者氏名

代表取締役 中尾和樹

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フリガナ 名	氏 フリガナ 名
竹内 カズキ 代表取締役 中尾和樹 取締役 山本 大介 取締役 信貞 升 監査役 山本 朝夫	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 NPS
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 住所 〒530-0057 大阪市北区曾根崎二丁目8番5号</p> <p>電話番号 FAX番号 メールアドレス TEL 0120-068-847</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
山本 大介	第262068号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 6 年 9 月 26 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	IP57カッター 虚歎カッター 金切りのこ		2 2 1	
管の加工用の 機械器具	やすフ ペイントビニル器		2 1	
接合用の機械器具	IP170レンチ 70レンチ 742トレンチ カストーク モーターレンチ		2 2 2 2 2	
水圧テストポンプ	細テスナー	T50	/	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 9 月 26 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

株式会社 N Y S

〒530-0057 大阪市北区曾根崎二丁目8番5号

代表取締役 中尾和樹

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪市北区曾根崎二丁目8番5号  
株式会社NYS

会社法人等番号	1200-01-259430
商 号	株式会社NYS
本 店	大阪市北区曾根崎二丁目8番5号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和5年10月26日
目 的	1. 管工事業 2. 建築リフォーム工事業 3. 大工工事業 4. 解体、はつり工事業、その他建築土木工事全般 5. 建物設備機器の企画・工事・販売 6. 工事施工管理業務 7. 飲食店の経営 8. 持ち帰り・配達飲食サービス業 9. 労働者派遣事業 10. 前各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	8000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株
資本金の額	金800万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 中尾和樹 取締役 山本大介 取締役 信貴昇
	大阪府松原市天美北三丁目7番6号 代表取締役 中尾和樹

大阪市北区曾根崎二丁目8番5号  
株式会社NYS

	監査役 山本朝光
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 令和5年10月26日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(大阪法務局管轄)

令和6年9月20日  
大阪法務局岸和田支局  
登記官

下之園秀秋



# 定 款

栗原司法書士事務所  
〒530-0022  
大阪市北区浪花町14番33号  
電話 06-4963-0100 (代)  
FAX 06-4963-0101

株式会社N Y S 定款

令和5年10月10日 作 成

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社N Y Sと称する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 建築リフォーム工事業
3. 大工工事業
4. 解体、はつり工事業、その他建築土木工事全般
5. 建物設備機器の企画・工事・販売
6. 工事施工管理業務
7. 飲食店の経営
8. 持ち帰り・配達飲食サービス業
9. 労働者派遣事業
10. 前各号に附帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

### (機関構成)

第4条 当会社は、監査役を置く。

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

### (株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

### (株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

### (株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他的一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

### (質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

### (基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができ

る者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

#### (株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

#### (招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障が

あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

- 第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。
- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

- 第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

- 第24条 当会社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人以上を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。
- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

- 第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

### (監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、1名以上とする。

### (監査役の選任の方法)

第28条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

### (監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

### (剰余金の配当及び除斥期間)

第32条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないと

きは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第7章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第33条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金800万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第34条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年9月30日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 中尾和樹

設立時取締役 山本大介

設立時取締役 信貴昇

設立時監査役 山本朝光

(設立時の代表取締役)

第36条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府松原市天美北三丁目7番6号

設立時代表取締役 中尾和樹

(発起人)

第37条 当会社の発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

大阪府松原市天美北三丁目7番6号

中尾和樹

普通株式800株 金800万円

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

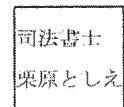
以上、株式会社N Y Sを設立のため、発起人中尾和樹の定款作成代理人である司法書士栗原 としえは、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年10月10日

発 起 人 大阪府松原市天美北三丁目7番6号  
中尾和樹

上記発起人の定款作成代理人

大阪市北区浪花町14番33号  
司法書士 栗原 としえ



原本と相違ありません。

令和6年10月2日

株式会社 N Y S

〒530-0057 大阪市北区曾根崎二丁目8番5号

代表取締役 中 尾 和 樹



第二六二〇六八号

給水装置事業者免狀

本籍 大阪府

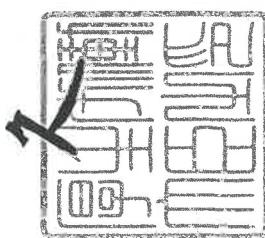
氏名 山本大介

昭和六十二年十二月七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置事業者  
技術者免狀を交付する。

令和三年三月十七日

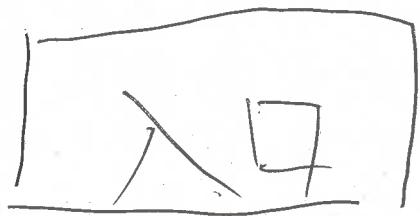
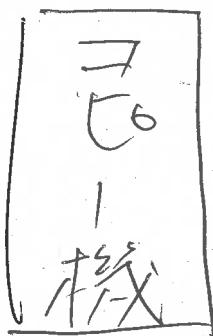
厚生労働大臣 沢村憲



お初天神East Bldg



地図データ ©2024 Google





体ぎイカと握の萬能タラキ  
**寅八商店**

テナント  
募集中  
070-4805  
-1974

寅八商店

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 9 月 26 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カンタカラヤ  
株式会社 ニュースワイエス

住所 〒530-0002  
大阪市北区曾根崎2-8-5

代表者氏名 代表取締役 中尾 和樹

電話番号 0120-068-847 ナカオ パス

FAX番号

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年9月26日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 N Y S

〒530-0057 大阪市北区曾根崎二丁目8番5号

代表取締役 中尾和樹

選 住

解 任

の届出

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 N Y S	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
山本 大介	第262068号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第一六二〇六八号

給水装置工事主任技術者免狀

本籍 大阪府

氏名 山本大介

昭和六十二年十二月七日生

水道法(昭和三年法律第百七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免狀を交付する。

令和三年三月十七日

厚生労働大臣 丹羽謙

